

平成29年6月23日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成29年第282号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成28年第2285号)

口頭弁論終結日 平成29年5月26日

判 決

東京都中央区晴海1丁目8番10号トリトンスクエアX棟

控訴人	C F J 合同会社
同代表者代表社員	C F J ホールディングス株式会社
同職務執行者	浅野俊昭
同訴訟代理人支配人	黒川國利

被控訴人

同訴訟代理人弁護士	西尾剛
主文	

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 なお、原判決主文1項は、被控訴人の請求の減縮により、「控訴人は、被控訴人に対し、363万3871円及びこれに対する平成29年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」と変更されている。
- 3 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中被控訴人の請求に係る部分を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、209万0010円及びこれに対する平成29年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人のその他の請求を棄却する。

(4) 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

## 2 被控訴人

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) なお、被控訴人は、当審において、主文2項のとおりに請求を減縮した。
- (3) 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、貸金業者であるアイク株式会社及び同社を吸収合併した控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、次のとおり、その返還を求める事案である。

- (1) 過払金356万0411円、平成28年3月8日までの民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息124万5668円及び356万0411円に対する同月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息（原判決別紙計算書1の取引に係るもの）
- (2) 過払金158万2196円、平成28年3月8日までの民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息52万2856円及び158万2196円に対する同月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息（原判決別紙計算書2-2の取引に係るもの）  
原判決が、被控訴人の請求を認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

被控訴人は、原判決言渡後の平成29年1月19日、控訴人から350万円の弁済を受け、うち139万9879円が原判決別紙計算書1の取引の利息に、うち59万1385円が同計算書2-2の取引の利息に、うち123万2847円が同計算書1の取引の残元金に、うち27万5889円が同計算書2-2

の取引の残元金にそれぞれ充当されたとして、当審において、主文2項のとおりに請求を減縮した。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実、記録上明らかな事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1、3及び4のうち被控訴人の請求関係部分のとおりであるから、これを引用する。

(1) 3頁9行目末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「オ 控訴人は、平成28年4月19日の原審第1回口頭弁論期日において陳述したものとみなされた同月14日付けの『被告C F J答弁書兼送達場所上申書』(21頁)をもって、被控訴人に対し、ディック取引①に基づく不当利得返還請求権は、最終取引日である平成5年7月26日から10年が経過したことにより消滅時効が完成しているとして、消滅時効を援用する旨の意思表示をした(記録上明らかな事実)。」

(2) 4頁12行目末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「オ 控訴人は、平成28年4月19日の原審第1回口頭弁論期日において陳述したものとみなされた同月14日付けの『被告C F J答弁書兼送達場所上申書』(4頁)をもって、被控訴人に対し、タイヘイ取引(債権譲渡後分)に基づく不当利得返還請求権は、最終取引日である平成14年3月25日から10年が経過したことにより消滅時効が完成しているとして、消滅時効を援用する旨の意思表示をした(記録上明らかな事実)。」

(3) 4頁22行目末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「(5) 控訴人は、平成29年1月19日、350万円を弁済した。」

(4) 6頁14行目末尾の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1 (ディック取引①とディック取引②が事実上1個の連續した貸

付取引と評価できるか)について

ア 被控訴人の主張

ディック取引①とディック取引②の空白期間はわずか74日間に過ぎないこと、約定利率、遅延利率、契約極度額、返済期日、契約番号(ただし、枝番は別)その他の契約条項が同一であること、控訴人は、ディック取引①の開始に際し、被控訴人の社会保険証を確認して在籍確認を行うとともに、源泉徴収票を徴求して返済能力の審査(新規与信審査)を行っているが、ディック取引②の開始に際しては、そのような新規与信審査を行っていないこと(被控訴人は、ディック取引①開始時には会社員であったが、ディック取引②開始前に退社し、同取引開始時には自営業者であり、職業及び収入に変動があったのに、新規与信審査を行っていないこと)、被控訴人が平成5年10月8日、控訴人に電話してディック①基本契約の復活を依頼したところ、控訴人は直ちに承諾して復活させたことに照らすと、ディック取引①とディック取引②は、事実上1個の連続した貸付取引と評価される。

イ 控訴人の主張

ディック取引①の終了当日、その基本契約が解約され、基本契約書が返却されていること、ディック取引①を終了する際、そのカード失効手続が執られたため、ディック取引②を開始する際、新規発行手続が執られていること、新たな与信審査を経てディック②基本契約が締結されていること、控訴人の執拗な勧誘行為ではなく、被控訴人の新たな資金需要を契機として、ディック取引②が開始されたことに鑑みれば、ディック取引①終了時点において、被控訴人の取引終了の明確な意思を認め得るため、空白期間が短かいことや契約条件が同一であることを考慮したとしても、両取引を事実上1個の連続した貸付取引として評価し得ない。

(2) 争点2（タイヘイ取引〔債権譲渡後分〕とアイク取引が事実上1個の連続した貸付取引と評価できるか）について

ア 被控訴人の主張

タイヘイ取引（債権譲渡後分）からアイク取引への切替えはタイヘイ株式会社に対するM&Aの仕上げとして行われたこと、タイヘイ取引（債権譲渡後分）とアイク取引を渾然一体となった不可分な取引として扱う処理（アイク取引の最初の貸付金の一部をタイヘイ取引〔債権譲渡後分〕の残元金に充当し、経過利息を未収利息として残し、アイク取引の最初の分割弁済金をタイヘイ取引〔債権譲渡後分〕の未収経過利息金とアイク取引の最初の元利金に充当するという処理。このようにすると、アイク取引の最初の分割弁済金額は、毎月の約定返済額を下回り契約違反になるが、その責任は問わない。）をし、両当事者とも事実上1個の連続した貸付取引であることを前提とした取引をしていることに照らすと、事実上1個の連続した貸付取引と評価されて、過払金充当合意が推認されるることは明らかである。

また、両取引の契約条件は、約定利率が年29.20%，約定遅延利率が年29.20%で同一であり（乙17，24の1），極度額も大差なく、同じリボルビング方式取引において返済方法が定額方式か残高スライド方式かで大きな差ないこと、アイク取引開始時に新規与信審査は行われていないことなどからすれば、事実上1個の連続した貸付取引と評価されて、過払金充当合意が推認される。

イ 控訴人の主張

タイヘイ取引（債権譲渡後分）は、タイヘイ株式会社と被控訴人との間の基本契約に基づく取引であるのに対し、アイク取引はアイクと被控訴人との間の基本契約に基づく取引で開始されたものであり、各取引は異なる当事者間の異なる基本契約に基づく別個の取引であり、

事実上1個の連続した貸付取引と評価する大前提である契約当事者の同一性が欠けるから、タイヘイ取引（債権譲渡後分）で発生した過払金のアイク取引の貸付金への充当合意を認めるべき特段の事情は存在しない。

また、①被控訴人は、控訴人の店頭窓口でアイク取引の借入をしているため、その際、タイヘイ取引（債権譲渡後分）の基本契約書が返却されたと考えるのが合理的であること、②アイク取引のA I カード（カード番号1082553）は新規発行されているため、それと同時に従前のカードは失効していること、③各回の返済金額の設定の方式を含むタイヘイ取引（債権譲渡後分）とアイク取引の契約条項の違いは顕著であること、④控訴人はアイク基本契約を締結する際、被控訴人から氏名・生年月日・住所・勤務先・税込収入などを聴取するとともに、運転免許証の写しを徵求し（乙24の1）、固有の与信審査を実施していること、⑤返済方法が限定され（口座引落と振込返済）、融資残高が減少しても毎月の返済金額が定額であるタイヘイ取引（債権譲渡後分）から返済方法の種類が豊富である（振込返済のほか、ATM返済や窓口返済も認められている。）上、融資残高が減少すれば毎月の返済金額も減少するアイク取引への切り替えは被控訴人の希望によるものであり、控訴人の勧誘を契機とするものではないこと等を考慮すれば、⑥タイヘイ取引（債権譲渡後分）の終了日とアイク取引の開始日が同一であることを考慮したとしても、両取引を事実上1個の連続した貸付取引として評価し得ない。

### (3) 争点3（期限の利益の喪失）について

#### ア 控訴人の主張

控訴人は、期限の利益喪失日以降、被控訴人に対する元利金の一括弁済を請求しておらず、元利金及び遅れた日数分の遅延損害金を受領

すれば、分割弁済することを容認しているけれども、期限の利益喪失日以降、元利金及び遅れた日数分の遅延損害金受領の日までの期間について、遅延損害金を加算して受領することができる。

イ 被控訴人の主張  
争う。

(4) 争点4（悪意の受益者性）について

ア 被控訴人の主張

控訴人、タイハイ株式会社及びアイク株式会社は、利息制限法の定めを超過する利息を受領し、制限超過部分を元本に充当すれば過払金が発生していることを知っていた。

イ 控訴人の主張  
争う。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原判決と同様に、被控訴人の請求は、理由があるものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 認定事実

前記前提事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) ディック①基本契約は、平成4年11月27日に締結され、貸付限度額30万円、約定利率年3.9.50%，遅延損害金年3.9.50%，返済期日は毎月2日（控訴人の休業日の場合は翌営業日）である（乙1）。

被控訴人は、同基本契約締結に際し、勤務先の名称、所在地、業種、従業員数、入社年月、役職、年間住宅費、利用中のローン残高等をD I Cカード入会申込書に記載し、控訴人は、被控訴人から社会保険証、運転免許証の写しのほかに、源泉徴収票の写しを徴求して被控訴人の返済能力の調査を行った（乙1）。

(2) 被控訴人は、平成5年10月8日、控訴人に対し、電話で取引の再開を申し込み、同日、ディック②基本契約が締結され、控訴人が被控訴人に10万円を貸し付けた。同基本契約の内容は、貸付限度額30万円、約定利率年39.50%，遅延損害金年39.50%，返済期日は毎月2日（控訴人の休業日の場合は翌営業日）である（乙2，3，乙23の2）。

被控訴人は、同基本契約締結に際し、平成5年5月から始めている自営業の名称、所在地、年間住宅費、利用中のローン残高等をD I Cカード入会申込書に記載したが、控訴人が被控訴人から徴求したのは運転免許証の写しのみであり、会社勤務から自営業に変わって間もない被控訴人の収入やその見込みなどその返済能力について特段の審査をすることはなかった（乙2，23の1・2、弁論の全趣旨）。

(3) 被控訴人とタイヘイ株式会社は、平成12年3月13日、タイヘイ取引について融資極度額設定契約を締結したが、その契約条件は、貸付限度額50万円、約定利率年33.40%，遅延損害金年38.70%（約定利率、遅延損害金ともに同年6月1日以降の借入分からは年29.2%），返済方式は元利定額リボルビング方式、返済日は毎月6日である（乙17，18、弁論の全趣旨〔被控訴人の平成29年2月27日付け答弁書－6頁〕）。

(4) アイク取引の基本契約は、平成14年3月25日に締結され、貸付限度額200万円、約定利率年29.20%，遅延損害金年29.20%，返済方式は元利定額残高スライドリボルビング方式、返済期日は毎月3日である（乙24の1・2）。

控訴人は、同基本契約締結に際し、被控訴人から運転免許証の写しを徴求したが、被控訴人の収入を証明する確定申告書等の書類は徴求していない（乙24の1、乙42）。

(5) アイク取引では、契約締結日である平成14年3月25日に控訴人が被控訴人に49万3000円を貸し付け、被控訴人が同日、タイヘイ取引（債権

譲渡後) の約定利息が有効であることを前提にした残元金と同額である 44 万 5 181 円を弁済し、控訴人はこれを同取引の残元金に充当し、タイヘイ 取引の未払利息が 4629 円残り、それをアイク取引の未払利息として計上 する扱いとした (甲 2 の 1・2、乙 29)

### 3 争点 1 (ディック取引①とディック取引②が事実上 1 個の連続した貸付取引 と評価できるか) について

(1) 同一の貸主と借主との間で継続的に金銭の貸付けとその弁済が繰り返され ることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務について利息制限法 1 条 1 項所定の利息の制限額を超えて利息として支払 われていた部分 (制限超過部分) を元本に充当すると過払金が発生するに至 ったが、その後に改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本 契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第 1 の基本契約に基づく 取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在す るなど特段の事情がない限り、第 1 の基本契約に基づく取引に係る過払金は、 第 2 の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが 相当である。そして、①第 1 の基本契約に基づく貸付け及び弁済が行われた 期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第 2 の基本契約に基づく最初の貸 付けまでの期間、②第 1 の基本契約についての契約書の返還の有無、③借入 れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有 無、④第 1 の基本契約に基づく最終の弁済から第 2 の基本契約が締結される までの間における貸主と借主との接触の状況、⑤第 2 の基本契約が締結され るに至る経緯、⑥第 1 と第 2 の各基本契約における約定利率等の契約条件の 異同等の事情を考慮して、第 1 の基本契約に基づく債務が完済されてもこれ が終了せず、第 1 の基本契約に基づく取引と第 2 の基本契約に基づく取引と が事実上 1 個の連続した貸付取引であると評価することができるときには、 第 1 の基本契約に基づく取引により発生した過払金を第 2 の基本契約に基づ

く取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第2268号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁参照）。

(2) これを本件のディック取引①とディック取引②についてみると、確かに、ディック取引①とディック取引②は、別個の基本契約に基づくものと認められる（前記前提事実(2)イ、ウ）。

そこで、両取引が事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができ、ディック取引①により発生した過払金をディック取引②により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと解することができるかについて判断するに、ディック取引①は平成4年11月27日から平成5年7月26日まで約8か月であるのに対し、同日からディック取引②が開始された平成5年10月8日まではわずか約2か月半であること（①）、ディック②基本契約が締結されるきっかけは被控訴人が控訴人に電話をして取引の再開を申し込んだことにあるものの、控訴人も被控訴人が会社勤務から自営業に変わつて間もない時期であるにもかかわらず、被控訴人の収入やその見込みについて特段の審査をすることなく同日に基本契約を締結していることからして、控訴人が基本契約締結に積極的な態度を示していたことがうかがわれること（④、⑤）、ディック取引①の終了に際して控訴人が基本契約書を被控訴人に返還し、カードの失効手続を執ったことがうかがわれるものの、前記のとおり、被控訴人が電話で取引の再開を申し込んだのに対し、即日、返済能力についての与信審査を特段することなくディック②基本契約が締結され、10万円の貸付けがされていることからすれば、基本契約書の返還やカードの失効手続がされたとしても、それはごく形式的なものであると評価し得ること（②、③）、ディック取引①とディック取引②とでは、貸付限度額、約定利率、遅延損害金及び返済期日といった契約条件が同一であること（⑥）からすれば、ディック取引①とディック取引②は、事実上1個の

連続した貸付取引であると評価することができるというべきであり、ディック取引①により発生した過払金をディック取引②により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと認めるのが相当である。

#### 4 争点2（タイヘイ取引〔債権譲渡後分〕とアイク取引が事実上1個の連續した貸付取引と評価できるか）について

前記3(1)を本件のタイヘイ取引（債権譲渡後分）とアイク取引についてみると、確かに、タイヘイ取引（債権譲渡後分）とアイク取引は、別個の基本契約に基づくものと認められる（前記前提事実(3), (4)）。

そこで、両取引が事実上1個の連續した貸付取引であると評価することができ、タイヘイ取引（債権譲渡後分）により発生した過払金をアイク取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと解することができるかについて判断するに、タイヘイ取引（債権譲渡後分）は、タイヘイ株式会社とアイク株式会社との債権譲渡契約におけるクロージング日である平成14年2月28日から同年3月25日まで1か月足らずではあるものの、アイク取引が始まったのはタイヘイ取引（債権譲渡後分）の最終取引日であり、時間的間隔が存在しないこと（①）、タイヘイ取引（債権譲渡後分）の最終取引日にアイク取引が始まっていることから、基本契約書の返還やカードの失効手続がされたとしても、それが控訴人と被控訴人との取引をいったん終了させるという意味合いを持つとはいい難いこと（②, ③）、タイヘイ取引（債権譲渡後分）とアイク取引との間に控訴人と被控訴人との接触が途絶えた期間が存在しないこと（④）、タイヘイ取引（債権譲渡後分）とアイク取引とでは、基本契約の当事者（貸主）が異なるものの、アイク基本契約を締結するに際し、控訴人は被控訴人の返済能力について与信審査を特段していないことに加え、アイク取引における最初の貸付金49万3000円が、約定利率が有効であることを前提としたタイヘイ取引（債権譲渡後分）の残元金44万5181円を完済する資金に充てられており（前記認定事実(5)）、アイク取引はタイヘイ取引（債

権譲渡後分) の実質的な借換えであると評価できること (⑤), タイハイ取引(債権譲渡後分) とアイク取引の各契約条件は、前者の返済方式が元利定額リボルビング方式であるのに対し後者の返済方式は元利定額残高スライドリボルビング方式であるほか、貸付限度額及び返済日が異なっているものの、約定利率及び遅延損害金は同じであり、リボルビング方式の取引であることは共通していること(前記認定事実(3), (4)) (⑥) がそれぞれ認められることからすれば、タイハイ取引(債権譲渡後分) とアイク取引は、事実上 1 個の連続した貸付取引であると評価することができるというべきであり、タイハイ取引(債権譲渡後分) により発生した過払金をアイク取引により生じた新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するものと認めるのが相当である。

### 5 争点 3 (期限の利益の喪失) について

被控訴人は、ディック取引②のうち、原判決別紙計算書 1 記載の「遅延日数」欄に記載のある「取引日」欄の日における弁済につき、「遅延日数」欄のとおり約定の支払日から遅滞していたところ(乙 28 の 1, 2, 弁論の全趣旨)、これにより、「遅延損害金」欄のとおり遅延損害金が発生していたことが認められる(同計算書 1 の遅延損害金の率はいずれも年 3.6% である。)。

なお、証拠(乙 28 の 1・2, 乙 29) 及び弁論の全趣旨によれば、ディック取引②については、上記認定のもの以降にも、約定の返済日よりも後になって返済をした例があること(その最初が平成 8 年 1 月 2 日の返済日を徒過して同月 4 日に返済をしたものである[乙 28 の 1 の 2 頁])、アイク取引についても、約定の返済日よりも後になって返済をした例があること(その最初が平成 15 年 8 月 4 日[同月 3 日は日曜日である。]を徒過して同月 11 日に返済をしたものである[乙 29 の 3 頁]) が認められるが、いずれも既に過払いになっているから、遅延損害金が発生することはない。

### 6 争点 4 (悪意の受益者性) について

貸金業者が利息制限法 1 条 1 項所定の制限を超える利息を受領した場合に、

いわゆるみなし弁済規定の適用が認められないときは、貸金業者は、同規定の適用があるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成18年（受）第1666号同19年7月17日第三小法廷判決・裁判集民事225号201頁参照）。

控訴人は、本件における各取引について自らを含む貸金業者が悪意の受益者であったことを争うが、前記推定を覆すべき特段の事情を主張・立証しておらず、本件における各取引の貸金業者は、いずれも悪意の受益者であると認められる。

## 7 まとめ

(1) 以上の認定説示に従い、利息制限法所定の制限利率による引直計算をして過払金を算定すると、平成28年3月8日現在で以下のとおりとなる。

ア ディック取引①とディック取引②について、原判決別紙計算書1記載のとおり、過払金元金356万0411円及び民法704条所定の利息（平成28年3月8日までの確定利息124万5668円、同月9日を起算日とする民法所定の年5分の割合による利息）

イ タイヘイ取引（債権譲渡後分）とアイク取引について、原判決別紙計算書2-2記載のとおり、過払金元金158万2196円及び民法704条所定の利息（平成28年3月8日までの確定利息52万2856円、同月9日を起算日とする民法所定の年5分の割合による利息）

(2) そして、被控訴人が、原判決言渡後の平成29年1月19日に控訴人から350万円の弁済を受けたことにより、以下のとおりとなる。

ア 控訴人が平成29年1月19日にした350万円の弁済金は、うち139万9879円が原判決別紙計算書1の取引に係る利息に、うち59万1385円が同計算書2-2の取引の利息に充当される（民法491条）。

イ 残りの150万8736円のうち123万2847円が同計算書1の取

引に係る残元金に、うち27万5889円が同計算書2-2の取引に係る残元金にそれぞれ充当される（同法489条）。

ウ その結果、同日現在で、過払元金は同計算書1の取引について232万7564円、同計算書2-2の取引について130万6307円の合計363万3871円となる（争点1ないし4について被控訴人の主張がすべて認められた場合の上記計算及び充当については、当事者間に争いがない。）。

#### 第4 結論

以上によれば、当審における減縮後の被控訴人の請求は、理由があるからこれを全部認容すべきであり、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却すべきであり、なお、被控訴人は、当審において、前記第2の1のとおり請求を減縮したので、原判決主文1項は、本判決主文2項のとおり変更されているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 池田光宏

裁判官 榊原信次

裁判官 寺西和史

これは正本である。

平成29年6月23日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 園田恭弘

